

## 金融犯罪に関わるお客さまへのご注意とお知らせ

金融犯罪の手法や手口は、日々巧妙になってきております。ついては、お客さまにおかれましても、金融犯罪被害に遭われることのないよう、ご注意いただきますようお願い申し上げます。」

### 記

#### 1. お客さまへのご注意

##### キャッシュカードの暗証番号変更について

キャッシュカードの不正利用による預金詐取事件が増えています。キャッシュカードの暗証番号は、生年月日、電話番号等第三者に推測されやすい番号は避け、推測されにくいものをお使いください。現在推測されやすい番号をご使用の場合は、速やかに変更されることをお勧めします。

- \* 当行のATMの「その他のサービス」で暗証番号の変更ができます。キャッシュカードの暗証番号は定期的に変更することをお勧めします。
- \* キャッシュカードにご使用の暗証番号を銀行からお問合せすることはありません。他人にも絶対に知られないようご注意ください。

##### キャッシュカードや通帳、お届け印の保管にご注意ください

キャッシュカード、通帳、お届け印と個人情報が記載された公的証明書等は別々に保管してください。特にキャッシュカードはご本人が気づかないうちに偽造されることがございますので保管には十分ご注意ください。キャッシュカード、通帳、お届け印を紛失・盗難された場合は、必ずお取引店または三田自動機監視センターまでご連絡ください。

仙台銀行三田自動機監視センター 0120-538-070 受付時間:24 時間 365 日

##### 振り込め詐欺にご注意ください

「振り込め詐欺」とは家族などを装って電話をかけ「交通事故の示談金」や「借金の返済」などと騙(かた)り、お金を振り込ませる詐欺です。県内でも被害が多発しており被害に遭わないよう十分ご注意ください。

<被害に遭わないためのポイント>

- \* すぐに振込をしないでください。
- \* 電話を切った後、本人の勤務先や自宅に電話をして事実を確認してください。
- \* ご家族、知人などに相談してください。
- \* 不審を感じたら、最寄りの警察に相談してください。

##### 還付金詐欺にご注意ください

「還付金(保険料や税金の戻し等)があるので銀行のATMで操作方法を教える」と偽り、預金口座から不正に振り込ませる詐欺被害が増加しています。官公庁等では、お客さまに銀行のATMを操作させることを依頼することはありませんので被害に遭わないよう十分ご注意ください。

## 2. お客さまへのお知らせ

### 本人確認にご協力ください

当行では口座の開設や一定金額を超える現金によるお取引の場合に、法律の定めによりお客さまのご本人確認をさせていただいておりますが、預金の不正な払出や口座の不正利用を防止する為、窓口において改めてご本人確認をさせていただく場合や、口座のご利用目的などをお伺いすることがございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### お客さまの本人確認に関するお願い

国際的な要請に基づくマネー・ローンダリング/テロ資金供与防止のため、本人確認手続きに関する法令(\*)により10万円を超える現金でのお振込、200万円を超える現金取引(入金・出金・両替等)、口座開設などお取引の場合に本人確認が必要となりますので、本人確認書類の提示にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- \* 関連法令の改正に伴い、平成20年3月1日以降は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいております。

#### 1. 本人確認が必要な場合

(1) 窓口で10万円を超える現金振込をされる時

- \* ATMでは10万円を越える現金振込はできません。
- \* ATMでキャッシュカードにより振込をされる場合は、従来どおりご利用いただけます。

(2) 200万円を超える現金取引をされる時

(3) 口座を開設される時

(4) 振出人以外の方が、小切手で10万円を超える現金を受け取る時

(5) 有価証券の売買、保険契約の締結、貸金庫、保護預かりなどのお取引を開始される時

#### 2. 本人確認書類

(1) 個人のお客さま

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポートなど

- \* 有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります。
- \* 代理人によるお取引の場合は、ご本人と代理人両方の本人確認書類のご提示をお願いします。

(2) 法人のお客さま

登記事項証明書、印鑑証明書など

- \* 発効日から6ヶ月以内のものに限ります。
- \* ご来店される方の本人確認書類もあわせてご提示願います。

詳しくは、窓口にてお問い合わせ願います。

### 口座の売買はできません

当行の預金規定において、口座の譲渡、質入を禁止しておりますので口座を売ることや貸すことはできません。預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただくか、解約させていただく場合がございます。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)」により、預金通帳やキャッシュカードを正当な理由なしに有償で譲り渡した場合には、50 万円以下の罰金に処せられます。

#### 預金等受取書の発行について

当行では、訪問先でお客さまから現金・通帳・払戻請求書等をお預かりする場合は、当行所定の「受取書」をお渡しいたしますので、内容をご確認ください。

- \* 当座預金の入金等で、別途お客さまに受取の記録が残る場合を除きます。
- \* ご不明な点がございましたら、お取引店またはお客さまセンターまでご連絡ください。

仙台銀行お客さまセンター 022-225-8241(代表) 受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日を除く)

以上

本件に関するお問合せ先:事務部事務管理課  
電話番号:022-225-8240